

令和 2 年 4 月 1 日

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく法人としての取り組み

社会福祉法人千手会は、平成 24 年度より実施されている福祉・介護職員等処遇改善加算の算定に加え、経験・技能のある障害福祉及び介護人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに職場環境をより良くするため、令和元年 10 月より新たに創設された「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を算定し、以下のような処遇改善を実施しています。

①福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の取得状況

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算（区分なし）

障害者支援施設 「さくら千手園」

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算（加算Ⅰ）

地域密着型小規模特養 「さくら福寿苑」

指定生活介護事業所 「木の宮学園」

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算（加算Ⅱ）

指定共同生活援助事業所 「山桜」

指定就労継続支援 B 型事業所 「南部よもぎの園指定管理者社会福祉法人千手会」

指定障害児通所支援事業所 「佐倉市さくらんぼ園指定管理者社会福祉法人千手会」

○福祉・介護職員等特定処遇改善加算（加算Ⅰ）

障害者支援施設 さくら千手園 ・ 地域密着型小規模特養 さくら福寿苑

指定生活介護事業所 木の宮学園 ・ 指定共同生活援助事業所 山桜

指定就労継続支援 B 型事業所 南部よもぎの園指定管理者社会福祉法人千手会

指定障害児通所支援事業所 佐倉市さくらんぼ園指定管理者社会福祉法人千手会

②特定処遇改善手当の支給

毎月、職員に対し従来の処遇改善手当に加えて、新たに「特定処遇改善手当」を創設し、施設・事業所毎に職員を 3 つのグループに分けて支給しています。なお、手当の額等の内容は就業規則（正職員・準職員・非常勤職員）と給与規則（正職員・準職員・非常勤職員）を参照とします。

③福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得のための取り組み

分類	職場環境要件	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得に関して受験料や研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整え、資格取得後には資格手当等を支給しています。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	管理者を中心に衛生管理者及び衛生推進者を選任し、定期的に産業医から助言等を受けながら、労働環境の課題への対策や雇用管理改善対策を図っています。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業制度等の適時見直しを図り、仕事と子育ての両立を全職員で応援する環境整備を図っています。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎朝及び必要に応じて、ミーティングを開き、記録をPCで管理し、全職員が情報共有を図れるようにしています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	委員会による事故や苦情等の記録のとりまとめと検証を行い、対応マニュアルを作成し周知しています。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断・ストレスチェックの実施と分煙のための喫煙所を設けています。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員との定期的な意見交換会を開催し、個別の面談により正規職員への希望を聞く機会を設けています。